

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年12月25日京都市条例第38号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の会計年度任用職員の例に準じ、会計年度任用給食調理員について、勤勉手当を支給することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第38号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)